

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年8月6日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社友
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区西新宿六丁目25番13号フロイントビル
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 弁護士法人北浜法律事務所
【電話番号】	03-5219-5151(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 江嶋 孝二／同 東目 拓也／同 浅沼 大貴
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社友 (東京都新宿区西新宿六丁目25番13号フロイントビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社友をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、フロイント産業株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)又は第14条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は米国の会計基準に基づくものではありません。公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人若しくは個人又は当該法人の関連者(affiliate)について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- (注12) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」において明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又は関連者は、「将来に関する記述」において明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、カナメ・キャピタル・エルピーがインベストメント・マネージャーを務めるJapan Absolute Value Fund L.P.(以下「J A V F」といいます。)との間で、応募契約(以下「本応募契約(J A V F)」)と申します。)を締結し、J A V Fが所有する対象者株式(以下「本応募合意株式」といいます。)について本公開買付けに応募する旨を合意しました。その後、公開買付者は、2025年7月28日に、カナメ・キャピタル・エルピーより、牧寛之氏からカナメ・キャピタル・エルピーに対して本応募合意株式を取得することについての提案がなされた旨の連絡を受け、2025年8月1日に、カナメ・キャピタル・エルピーから公開買付者に対し、牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却するため、本応募契約(J A V F)の規定に従い、同契約を解除する旨の意向が示されました。その後、①公開買付者は、2025年8月4日に牧寛之氏が提出した変更報告書において、J A V Fが牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却した事実を確認したこと、及び②対象者が2025年7月29日付及び2025年8月6日付で企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。)第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を提出したことに伴い、2025年7月15日付で提出した公開買付届出書の記載事項及び公開買付届出書の添付書類である2025年7月15日付の公開買付開始公告の一部に訂正及び追加すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(2) 買付け等の価格

(3) 買付予定の株券等の数

11 その他買付け等の条件及び方法

(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(1) 会社の概要

① 会社の沿革

⑤ 役員の職歴及び所有株式の数

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

③ 臨時報告書

6 その他

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要 (訂正前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、カナメ・キャピタル・エルピーがインベストメント・マネージャーを務めるJapan Absolute Value Fund L.P.(所有株式数(直接又は間接的に所有する株式を含む。):1,924,400株、所有割合:11.37%)(以下「JAVF」といいます。))との間で、応募契約(以下「本応募契約(JAVF)」といいます。))を締結し、JAVFが所有する対象者株式(以下「本応募合意株式」といいます。))について本公開買付けに応募する旨を合意しております。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、対象者の筆頭株主である伏島播光社(所有株式数:1,648,000株、所有割合:9.73%)、対象者の第3位株主であり対象者の創業者であり現相談役及び伏島巖氏の父である伏島靖豊氏(所有株式数:1,217,900株、所有割合:7.19%)、対象者の代表取締役である伏島巖氏(所有株式数:315,928株、所有割合:1.87%)及び対象者の第6位株主であり対象者の業務提携先である株式会社大川原製作所(所有株式数:673,600株、所有割合:3.98%)(以下、伏島播光社、伏島靖豊氏、伏島巖氏及び株式会社大川原製作所を総称して、「本不応募合意株主」又は「伏島氏ら」といいます。))との間で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(合計:3,855,428株、所有割合:22.77%。以下「本不応募合意株式」といいます。))を本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会(下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に定義します。以下同じです。))において本スクイズアウト手続(以下に定義します。以下同じです。))に関連する各議案に賛成する旨を書面で合意しております。また、本スクイズアウト手続として行われる対象者株式の株式併合(以下「本株式併合」といいます。))の効力発生前に公開買付者の判断に応じて、公開買付者は、本不応募合意株主との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結して本貸株取引(以下に定義します。以下同じです。))を行う旨も書面で合意しております(これらの合意を総称して、以下「本不応募契約」といいます。))。本不応募契約の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。これにより、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主は、(i)下記買付予定数の下限に相当する対象者株式7,499,301株(所有割合:44.30%)以上を所有する公開買付者、(ii)本不応募合意株主(所有割合:22.77%)及び(iii)本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(ただし、公開買付者及び本不応募合意株主を除きます。))となる予定です。そして、本公開買付け成立後に実施を予定している本スクイズアウト手続及びその後の本貸株取引の解消により、(i)公開買付者及び(ii)本不応募合意株主のみが対象者の株主となることを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて7,499,301株(所有割合:44.30%)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。))の数の合計が買付予定数の下限(7,499,301株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けは対象者株式を非公開化することを目的としているため、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,499,301株)以上の場合は応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限(7,499,301株)は、本基準株式数(16,929,628株)に係る議決権数(169,296個)に3分の2を乗じた数(112,864個)(小数点以下を切り上げております。)より、本譲渡制限付株式のうち伏島巖氏を除く対象者取締役が所有している株式数(合計22,803株、所有割合:0.13%)に係る議決権数の合計(227個)(注4)及び本不応募合意株主が所有する本不応募合意株式に係る議決権数の合計(38,554個)を控除した議決権数(74,083個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数を上回り、かつ、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定」のマジョリティ・オブ・マイノリティの条件を満たす数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本取引においては対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることを踏まえ、本取引を確実に実施できるように設定したものです。なお、本不応募合意株式については、本不応募合意株主との間で本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨の合意が成立しているため、上記の議決権数の算定において控除されています。

(注4) 本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、2025年7月14日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、本譲渡制限付株式を割り当てられている取締役全員が賛成の議決権を行使していることから、本公開買付けが成立した場合には本スクイズアウト手続に賛同する見込みであると考えておりますので、買付予定数の下限を考慮するにあたって、対象者取締役の所有する本譲渡制限付株式に係る議決権の数を控除しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、カナメ・キャピタル・エルピーがインベストメント・マネージャーを務めるJapan Absolute Value Fund L.P.(所有株式数(直接又は間接的に所有する株式を含む。):1,924,400株、所有割合:11.37%)(以下「J A V F」といいます。))との間で、応募契約(以下「本応募契約(J A V F)」)と申します。))を締結し、J A V Fが所有する対象者株式(以下「本応募合意株式」といいます。))について本公開買付けに応募する旨を合意しました。その後、公開買付者は、2025年7月28日に、カナメ・キャピタル・エルピーから、牧寛之氏からカナメ・キャピタル・エルピーに対して本応募合意株式を取得することについての提案がなされた旨の連絡を受け、2025年8月1日に、カナメ・キャピタル・エルピーから公開買付者に対し、牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却するため、本応募契約(J A V F)の規定に従い、同契約を解除する旨の意向が示されました。その後、公開買付者は、2025年8月4日に牧寛之氏が提出した変更報告書において、J A V Fが牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却した事実を確認しております。なお、本書提出日現在における牧寛之氏の所有株式数は5,164,100株(所有割合:30.50%)となります。

公開買付者は、本書提出日現在において本公開買付価格(以下に定義します。))の引き上げを予定しておらず、それを前提に、牧寛之氏との間で、同氏の保有する対象者株式を対象とする応募契約を締結する方向で協議を進める予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、対象者の筆頭株主である伏島播光社(所有株式数:1,648,000株、所有割合:9.73%)、対象者の第3位株主であり対象者の創業者であり現相談役及び伏島巖氏の父である伏島靖豊氏(所有株式数:1,217,900株、所有割合:7.19%)、対象者の代表取締役である伏島巖氏(所有株式数:315,928株、所有割合:1.87%)及び対象者の第6位株主であり対象者の業務提携先である株式会社大川原製作所(所有株式数:673,600株、所有割合:3.98%)(以下、伏島播光社、伏島靖豊氏、伏島巖氏及び株式会社大川原製作所を総称して、「本不応募合意株主」又は「伏島氏ら」といいます。))との間で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(合計:3,855,428株、所有割合:22.77%。以下「本不応募合意株式」といいます。))を本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会(下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に定義します。以下同じです。))において本スクイズアウト手続(以下に定義します。以下同じです。))に関連する各議案に賛成する旨を書面で合意しております。また、本スクイズアウト手続として行われる対象者株式の株式併合(以下「本株式併合」といいます。))の効力発生前に公開買付者の判断に応じて、公開買付者は、本不応募合意株主との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結して本貸株取引(以下に定義します。以下同じです。))を行う旨も書面で合意しております(これらの合意を総称して、以下「本不応募契約」といいます。))。本不応募契約の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。これにより、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主は、(i)下記買付予定数の下限に相当する対象者株式7,408,300株(所有割合:43.76%)以上を所有する公開買付者、(ii)本不応募合意株主(所有割合:22.77%)及び(iii)本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(ただし、公開買付者及び本不応募合意株主を除きます。))となる予定です。そして、本公開買付け成立後に実施を予定している本スクイズアウト手続及びその後の本貸株取引の解消により、(i)公開買付者及び(ii)本不応募合意株主のみが対象者の株主となることを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて7,408,300株(所有割合:43.76%)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。))の数の合計が買付予定数の下限(7,408,300株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けは対象者株式を非公開化することを目的としているため、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,300株)以上の場合は応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限(7,408,300株)は、本基準株式数(16,929,628株)に係る議決権数(169,296個)に3分の2を乗じた数(112,864個)(小数点以下を切り上げております。)より、本譲渡制限付株式のうち伏島巖氏を除く対象者取締役が所有している株式数(合計22,803株、所有割合:0.13%)に係る議決権数の合計(227個)(注4)及び本不応募合意株主が所有する本不応募合意株式に係る議決権数の合計(38,554個)を控除した議決権数(74,083個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数を上回り、かつ、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定」のマジョリティ・オブ・マイノリティの条件を満たす数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本取引においては対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることを踏まえ、本取引を確実に実施できるように設定したものです。なお、本不応募合意株式については、本不応募合意株主との間で本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨の合意が成立しているため、上記の議決権数の算定において控除されています。

(注4) 本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、2025年7月14日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、本譲渡制限付株式を割り当てられている取締役全員が賛成の議決権を行使していることから、本公開買付けが成立した場合には本スクイズアウト手続に賛同する見込みであると考えておりますので、買付予定数の下限を考慮するにあたって、対象者取締役の所有する本譲渡制限付株式に係る議決権の数を控除しております。

<後略>

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

上記の対象者との交渉と並行して、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年6月下旬に、JAVFとの間で本応募契約(JAVF)の締結に向けた交渉を開始いたしました。その後、公開買付者は、2025年7月14日、JAVFとの間で、本応募契約(JAVF)の内容について合意いたしました。本応募契約(JAVF)の詳細については、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」の「② 本応募契約(JAVF)」をご参照ください。

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2025年7月14日、本公開買付け価格を1,085円とし、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定しました。

(訂正後)

<前略>

上記の対象者との交渉と並行して、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年6月下旬に、JAVFとの間で本応募契約(JAVF)の締結に向けた交渉を開始いたしました。その後、公開買付者は、2025年7月14日、JAVFとの間で、本応募契約(JAVF)の内容について合意いたしました。

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2025年7月14日、本公開買付け価格を1,085円とし、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定しました。

なお、本書提出日現在においては、本応募契約(JAVF)は、契約解除されております。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

(訂正前)

① 本不応募契約

公開買付者は、本不応募合意株主との間で、2025年7月14日付で本不応募契約を締結しております。本不応募契約の内容は以下のとおりです。

(ア) 本公開買付けへ応募しないことに関する合意

本不応募合意株主は、本不応募合意株式について本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

(イ) 対象者株式に係る議決権行使に関する合意

公開買付者は、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを目的として、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、本不応募合意株主は、本不応募合意株式に係る議決権の行使として、上記各議案に賛成することを合意しております。

(ウ) 貸株に関する合意

伏島巖氏は、本株式併合の効力発生日において、公開買付者及び本不応募合意株主以外に、これらの株主がそれぞれ所有する対象者株式の数のうち最も少ない数以上の対象者株式を所有する対象者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイズアウト手続の安定性を高めるため、公開買付者の判断に応じて、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、公開買付者が本不応募合意株主との間で本貸株取引を実行することを合意しております。なお、貸株料は無償とする予定です。

② 本応募契約(JAVF)

公開買付者は、JAVFとの間で、2025年7月14日付で本応募契約(JAVF)を締結し、JAVFが直接又は間接的に所有する対象者株式1,924,400株(所有割合:11.37%)の全てについて本公開買付けに応募する旨合意しております。また、公開買付者は、本応募契約(JAVF)において、以下の内容を合意しております。

(ア) JAVFの所有する対象者株式の本公開買付けへの応募は、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、その旨が公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないことを前提条件としています。但し、JAVFは、その任意の裁量により、当該前提条件を放棄することができるものとされております。

(イ) JAVFは、本応募契約(JAVF)の締結日から、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、JAVFが所有する対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にするおそれのある取引及びそれらに関する合意を行わず、自ら又は第三者をして、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、商業上合理的な範囲で速やかに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議するものとされています。

(ウ) JAVFは、本応募契約(JAVF)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。

(エ) JAVFは、本応募契約(JAVF)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までに、JAVFの提案・働きかけによらず、第三者から、本公開買付価格を超える金額に相当する取得対価により対象者の普通株式を取得する旨の真摯な提案がなされた場合又は当該提案が公表された場合は、JAVFは、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができる。

(オ)(i)公開買付者が上記(エ)の協議申入れの日から起算して3営業日を経過する日又は公開買付終了日の前日のうちいずれか早い日までに本公開買付価格を対抗提案に係る取得対価を上回る金額に変更しない場合、又は、(ii)J A V Fが応募を実施すること若しくは既に行った応募を撤回しないことがJ A V Fのインベストメント・マネージャーであるカナメ・キャピタル・エルピーの善管注意義務に違反する可能性があるとして客観的かつ合理的に判断される場合には、J A V Fは、応募に係る義務を負わないものとし、J A V Fが既に応募をしていたときは、損害賠償等の金銭の支払いをすることなく、応募契約を解除することができる。

(カ)本応募契約(J A V F)においては、(I)契約終了事由として、(i)本公開買付けが開始された後に撤回された場合、(ii)本公開買付けが不成立となった場合、(iii)J A V F及び公開買付者が本応募契約(J A V F)を終了させる旨を書面で合意した場合、並びに(iv)以下の(II)に基づいて本応募契約(J A V F)が解除された場合が規定されており、また、(II)本公開買付けの開始前における契約解除事由として、(i)相手方について、本応募契約(J A V F)に基づく表明及び保証の重大な違反があることが判明した場合、若しくは本応募契約(J A V F)上の義務の重大な違反があり、書面による催告にもかかわらず当該違反が是正されない場合、(ii)相手方について、倒産手続若しくは私的整理が開始され若しくはその申立てがなされた場合が規定されています。

(訂正後)

公開買付者は、本不応募合意株主との間で、2025年7月14日付で本不応募契約を締結しております。本不応募契約の内容は以下のとおりです。

(ア)本公開買付けへ応募しないことに関する合意

本不応募合意株主は、本不応募合意株式について本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

(イ)対象者株式に係る議決権行使に関する合意

公開買付者は、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを目的として、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、本不応募合意株主は、本不応募合意株式に係る議決権の行使として、上記各議案に賛成することを合意しております。

(ウ)貸株に関する合意

伏島巖氏は、本株式併合の効力発生日において、公開買付者及び本不応募合意株主以外に、これらの株主がそれぞれ所有する対象者株式の数のうち最も少ない数以上の対象者株式を所有する対象者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、公開買付者の判断に応じて、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、公開買付者が本不応募合意株主との間で本貸株取引を実行することを合意しております。なお、貸株料は無償とする予定です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) <前略> 上記の対象者との交渉と並行して、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年6月下旬に、J A V Fとの間で本応募契約(J A V F)の締結に向けた交渉を開始いたしました。その後、公開買付者は、2025年7月14日、J A V Fとの間で、本応募契約(J A V F)の内容について合意いたしました。本応募契約(J A V F)の詳細については、上記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」の「② 本応募契約(J A V F)」をご参照ください。 以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2025年7月14日、本公開買付価格を1,085円とし、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定しました。 <中略> ⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定 本公開買付けにおける買付予定数の下限は、本基準株式数から、本応募合意株式3,855,428株及び本応募合意株式1,924,400株を控除した株式数の過半数に相当する株式数5,574,901株に、本応募合意株式1,924,400を加算した株式数(7,499,301株)以上となります。すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の過半数の賛同を得られない場合には本公開買付けは成立せず、対象者の少数株主の皆様の意思を重視した設定となっており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の条件を満たしております。 <後略>
-------	--

(訂正後)

算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) <前略> 上記の対象者との交渉と並行して、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年6月下旬に、J A V Fとの間で本応募契約(J A V F)の締結に向けた交渉を開始いたしました。その後、公開買付者は、2025年7月14日、J A V Fとの間で、本応募契約(J A V F)の内容について合意いたしました。 以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2025年7月14日、本公開買付価格を1,085円とし、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定しました。 なお、本書提出日現在においては、本応募契約(J A V F)は、契約解除されております。 <中略> ⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定 本公開買付けにおける買付予定数の下限は、本基準株式数から、本応募合意株式3,855,428株を控除した株式数の過半数に相当する株式数(6,537,101株)以上となります。すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の過半数の賛同を得られない場合には本公開買付けは成立せず、対象者の少数株主の皆様の意思を重視した設定となっており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の条件を満たしております。 <後略>
-------	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	13,074,200(株)	<u>7,499,301</u> (株)	—(株)
合計	13,074,200(株)	<u>7,499,301</u> (株)	—(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,499,301株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,499,301株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数(13,074,200株)を記載しております。なお、当該最大数は、本基準株式数(16,929,628株)から、本不応募合意株式の数(3,855,428株)を控除した株式数です。

(訂正後)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	13,074,200(株)	<u>7,408,300</u> (株)	—(株)
合計	13,074,200(株)	<u>7,408,300</u> (株)	—(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数(13,074,200株)を記載しております。なお、当該最大数は、本基準株式数(16,929,628株)から、本不応募合意株式の数(3,855,428株)を控除した株式数です。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

(訂正前)

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,499,301株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,499,301株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(訂正後)

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,408,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

(訂正前)

<前略>

- (注) 2025年7月10日現在の公開買付者の所在地は大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号であるところ、2025年7月11日付で東京都新宿区西新宿六丁目25番13号フロイントビルに本店を移転しており、本書提出日現在、当該所在地の変更について登記申請手続中です。

(訂正後)

<前略>

- (注) 2025年7月10日現在の公開買付者の所在地は大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号であるところ、2025年7月11日付で東京都新宿区西新宿六丁目25番13号フロイントビルに本店を移転しており、本書提出日現在、当該所在地の変更について登記手続は完了しております。

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

(訂正前)

<前略>

- (注) 公開買付者は、仲鉢也寸志氏を設立時取締役として設立された会社ですが、その後2025年7月11日付で、仲鉢也寸志氏から取締役の辞任届の提出を受け、伏島巖氏が公開買付者の代表取締役に就任しております。本書提出日現在、当該代表取締役の変更について登記申請手続中です。

(訂正後)

<前略>

- (注) 公開買付者は、仲鉢也寸志氏を設立時取締役として設立された会社ですが、その後2025年7月11日付で、仲鉢也寸志氏から取締役の辞任届の提出を受け、伏島巖氏が公開買付者の代表取締役に就任しております。本書提出日現在、当該代表取締役の変更について登記手続は完了しております。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

公開買付者は、対象者の筆頭株主である伏島揺光社(所有株式数：1,648,000株、所有割合：9.73%)、対象者の第3位株主である伏島靖豊氏(所有株式数：1,217,900株、所有割合：7.19%)、伏島巖氏(所有株式数：315,928株、所有割合：1.87%)及び株式会社大川原製作所(所有株式数：673,600株、所有割合：3.98%)との間で、2025年7月14日付で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(合計：3,855,428株、所有割合：22.77%)を本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

また、公開買付者は、2025年7月14日付で、J A V Fとの間で本応募契約(J A V F)を締結し、J A V Fが直接又は間接的に所有する対象者株式1,924,400株(所有割合：11.37%)の全てについて本公開買付けに応募することを合意しております。

(訂正後)

公開買付者は、対象者の筆頭株主である伏島揺光社(所有株式数：1,648,000株、所有割合：9.73%)、対象者の第3位株主である伏島靖豊氏(所有株式数：1,217,900株、所有割合：7.19%)、伏島巖氏(所有株式数：315,928株、所有割合：1.87%)及び株式会社大川原製作所(所有株式数：673,600株、所有割合：3.98%)との間で、2025年7月14日付で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(合計：3,855,428株、所有割合：22.77%)を本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

③ 【臨時報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を2025年7月29日に関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を2025年8月6日に関東財務局長に提出

6 【その他】

(訂正前)

(2) <省略>

(訂正後)

(2) <省略>

(3) 臨時報告書の提出

対象者は、2025年7月28日付で「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」を公表し、同月29日付で臨時報告書を関東財務局長に提出しています。当該臨時報告書の概要は以下のとおりです(以下抜粋です。)。なお、以下の文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの 牧 寛之

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権の数に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	二 個	— %
異動後	19,167個	11.34%

(注) 1. 総株主等の議決権の数に対する割合は、2025年2月28日現在の総株主の議決権の数(169,061個)に基づき算出しており、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

2. 上記については、当該株主により2025年7月25日付で提出された変更報告書に基づき記載しており、当社として当該法人名義の実質所有株式数等の確認ができたものではありません。

3. 異動後における当該株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権の数に対する割合については、2025年7月28日付で提出された変更報告書により、開示日時点において下記のとおり変更となっております。

議決権の数：32,397個

総株主等の議決権の数に対する割合：19.16%

(3) 当該異動の年月日

2025年7月22日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,035,600千円

発行済株式総数 18,400,000株

(4) 臨時報告書の提出

対象者は、2025年8月5日付で「主要株主の異動に関するお知らせ」を公表し、同月6日付で臨時報告書を関東財務局長に提出しています。当該臨時報告書の概要は以下のとおりです(以下抜粋です。)。なお、以下の文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの カナメ・キャピタル・エルピー(Kaname Capital, L.P.)

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権の数に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	19,245個	11.38%
異動後	1個	0.00%

(注) 1. 総株主等の議決権の数に対する割合は、2025年2月28日現在の総株主の議決権の数(169,061個)に基づき算出しており、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

2. 上記については、当該株主により2025年8月5日付で提出された変更報告書に基づき記載しており、当社として当該法人名義の実質所有株式数等の確認ができたものではありません。

(3) 当該異動の年月日

2025年8月4日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,035,600千円

発行済株式総数 18,400,000株

II 公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2025年8月6日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年7月15日付け「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。